

国際観光旅客税法案（閣法第二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、観光先進国の実現に向けた観光基盤の拡充及び強化の要請に鑑み、国際観光旅客税を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納税義務者

国際観光旅客税の納税義務者は、国際観光旅客等とする。

二、課税の対象

課税の対象は、国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国とする。

三、税率

税率は、本邦からの出国一回につき、千円とする。

四、その他

納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成三十一年一月七日から施行する。  
なお、本法律施行に伴う平成三十年度の租税増収見込額は、約六十億円である。